

ご寄付による税制上の優遇措置について

学校法人國學院大學に対するご寄付は、所得税の税制上の優遇措置を受けることができます。

	税額控除	所得控除
優遇措置の内容	算出税額から差し引かれます。	課税前の所得から差し引かれます。
特徴	所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、多くの方において所得控除と比較して減税効果が大きくなります。	所得金額に対して寄付金額が大きい場合には減税効果が大きくなります。
控除額	{(寄付金額 ※1-2,000円)×40%} ※2	寄付金額 ※1-2,000円
申告方法	以下の書類を添付し所定の期間に所轄税務署に提出 ・「税額控除に係る証明書(写)」 ・本学発行の「領収書」	以下の書類を添付し所定の期間に所轄税務署に提出 ・「特定公益増進法人証明書(写)」 ・本学発行の「領収書」
還付される金額 <small>※おおよそのイメージです</small>	例) 給与収入600万円の方が5万円をご寄付された場合 ※所得控除・基礎控除のみを勘案した場合	
	【税制控除額】 (50,000円-2,000円)×40%=19,200円 【還付金額】 19,200円	【所得控除額】 50,000-2,000円=48,000円 【還付金額】 48,000円×20% ※3=9,600円
	こちらは控除の違いをご理解いただくための簡易計算による金額です。必ず還付される金額ではございませんので、ご注意ください。	
	※1 年間総所得額の40%が限度額です。 ※2 所得税額の25%が限度額です。 ※3 各人が適用されている所得税率は収入により5~40%の範囲で変動します。 詳細は国税庁ホームページをご参照ください。	

■ご参考：所得税の寄付金控除額の目安表

		課税される所得金額							
		4,000,000		6,000,000		8,000,000		10,000,000	
		税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除
寄付金額	5,000	1,200	600	1,200	600	1,200	690	1,200	990
	10,000	3,200	1,600	3,200	1,600	3,200	1,840	3,200	2,640
	30,000	11,200	5,600	11,200	5,600	11,200	6,440	11,200	9,240
	50,000	19,200	9,600	19,200	9,600	19,200	11,040	19,200	15,840
	100,000	39,200	19,600	39,200	19,600	39,200	22,540	39,200	32,340
	200,000	79,200	39,600	79,200	39,600	79,200	45,540	79,200	65,340
	500,000	93,125	99,600	193,125	99,600	199,200	114,540	199,200	164,340
	1,000,000	93,125	199,600	193,125	199,600	301,000	229,540	399,200	329,340

※還付額は個人の所得金額、各控除額等により異なります。目安表はあくまでも参考資料としてご覧ください。なお、上記の表は2013年から適用される復興特別所得税の影響は含んでおりません。